

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長生村長

市町村名 (市町村コード)	長生村 (12423)
地域名 (地域内農業集落名)	一松 (瀬台、向原、高塚、竜宮台、南中瀬、北中瀬、宮ノ台、昭和、大根、城之内、大坪西部、大坪東部、一松新屋敷、蟹道、鷺、入山津)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年 2月 5日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状について一松地区の認定農業者は、14経営体そのうち70歳以上の割合が21%となっている。田が農地の約83%を占めており、3地区の中で一番田の割合が多い。畑は、海に近い事から砂地であり、いもやネギに適している。

課題としては、用排兼用の水路が多く、排水問題からの湿田が広範囲に存在する。また、農業者の高齢化や、労働力不足、農業用施設や機械の費用負担が大きいといった課題がある。排水不良など条件の悪い農地が多いが、小作料の決定には考慮されづらく集約の妨げとなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

田については、担い手農家へ農地の集約を進め、農地耕作条件改善事業や村の補助を活用して大区画化を進めることで、効率の良い農業経営を図る。また、スマート農業など働きやすい魅力的な手法を実践し若者の農業への参画を促す。転作作物については、飼料用米(多収品種)のみならず、コントラクターを擁するWCS生産組合の活動も推進していく。畑については、新規就農者による畑作を推進していくことや、ネギなどの安定的な作物を中心に高収益作物の栽培を進める。地域、未利用資源の活用や有機農法の取り組みを目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	419 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	348 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地を重点的な農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者を中心に意欲ある担い手への集積、集約を図るため、農地中間管理機構を活用する。今後は、高齢化等により離農する農業者から担い手への集積がスムーズに図られるように、農地最適化推進委員などと連携しながら集積、集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図を基に高齢化等により離農する農業者から担い手への集積がスムーズに行えるように、農地最適化推進委員などの地域の相談役との連携を図りながら集積、集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
効率的な農業経営を進めるため、農地耕作条件改善事業などを活用し、農地の大区画化や用排水路整備を行う。また、老朽化している松濶用水路の改修を県営かんがい排水事業を活用して行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地の維持管理は、農家のみならず他業種との連携も視野に入れる必要がある。大昌アグリなど他業種のノウハウを所持している経営体との連携も活用しながら効率的な農業経営を模索していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
既に実施しているドローンによる農薬散布など、地元農家による協議会と民間事業者との共同活動を参考に、農業協同組合などの団体と共同機械の導入や作業受託、共同作業の実施について話し合い取り組む必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策体制整備支援事業を活用し対策を進めていく。
- ②アイガモ農法やちばエコ認定の蕎麦の栽培を推進する。
- ③ドローンなどを活用したスマート農業を普及し、効率的かつ魅力ある農業経営を推進する。
- ⑦多面的機能支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、農業協同組合等と連携しもみ殻の処理施設など共同施設を整備し、効率的な農業経営を図る。